

水戸家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 開催日時 平成25年6月6日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

青木雅弘，阿久津正晴，井坂幸雄，桑名昶光，志田洋，澁谷輝一，
鈴木豊明，関根亮，藤澤順子，古谷博，牧野恵美子，三輪壽二，森
田冴子，森田多美子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記
官 千葉修也，事務局次長 岡崎格，次席家庭裁判所調査官 芦澤
政子，次席家庭裁判所調査官 横田眞由美，訟廷管理官 間野元晴，
総務課長 本田千鶴，主任家庭裁判所調査官 和氣武，主任書記官
田山勝典

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 新任委員（志田洋）から自己紹介が行われた。

イ 本間前委員長が委員を退任したので，互選により志田洋委員を委員長に
選任した。

(2) 今回のテーマ「少年審判手続における被害者配慮制度について」

ア 少年審判手続の概要について，間野訟廷管理官から説明が行われた。

イ 被害者配慮制度の概要について，和氣主任家庭裁判所調査官から説明が
行われた。

(3) テーマについて意見交換をした概要（○委員， 事務担当者）

○ 被害者からの審判傍聴の申し出について，付添人から意見はありましたか。

平成23年，24年の審判傍聴申出については，付添人からは特に意見はあり

ませんでした。

家庭裁判所からは、被害者及びその親族の方に対して、制度に関する案内書及び照会書を送付して制度の案内を行っています。そして、制度を利用したいとの御要望があった場合には、書記官が直接、事案に応じて個別の説明を行うことになります。また、意見陳述の申し出があった場合には、家庭裁判所調査官が御意見をうかがうこともあります。

制度の運用状況については、平成22年から平成24年にかけて、全国的に被害者の方の意見陳述、記録の閲覧謄写及び審判結果通知の申出件数がいずれも増加しています。また、水戸家裁本庁においては、平成22年から平成24年にかけて、制度に関する御案内に対する被害者の方からの応答の割合が高くなっています。

- 検察庁では、成人の刑事事件に関して、被害者の方に、制度の概要を説明するほか、起訴したかどうかを通知したり、裁判の日を通知したりしていますが、被害者の方から裁判の結果を知りたいという意見も多くなってきました。

先ほど説明がありましたように、少年事件が減少している中で、審判の結果通知及び審判状況の説明に関する申し出が全国的に増加しているということですが、成人の刑事事件も同じような状況にあると感じています。

裁判の結果を知りたい理由としては、加害者が同じ町内に住んでいて、仕返しがあるかもしれない、いやがらせを受けるかもしれないと懸念して、いつ身柄が釈放されるかを知っておきたいという方が多いようです。

- 審判の結果通知及び審判状況説明の申し出が相当数あり、制度の利用状況が高まっていますが、実は被害者配慮制度ができるまで、少年の保護の観点から被害者の方に対して審判結果を通知してはいませんでした。今後は、家庭裁判所が何をしなければならないかを被害者配慮制度の趣旨に鑑みて、考えていくことになります。
- 他の委員から「どのような場面でどのように被害者の思いが伝わるのでしょうか

か。」，「審理の内容についてどのような影響を及ぼすことになるのでしょうか。」との御質問を事前にいただいておりますが，少年事件を担当する裁判官としてはどのように考えていますか。

- 被害者の方の思いがどのような場面で伝わるのかとの御質問についてですが，裁判官は，書面照会の結果や家庭裁判所調査官が被害者の方からうかがった内容の報告を受けています。また，審判廷（審判期日）において被害者の方の意見陳述により，直接，その思いを聴き取ることもあります。このような手続の中で，被害の実態や被害者の方の思いを把握し，審判廷（審判期日）において，被害者の方からうかがった内容や思いを，少年の状況を見ながら，差し支えない範囲で伝えています。

次に，審理内容に及ぼす影響の御質問についてですが，被害者の方からうかがった思いを少年に伝えることによって，少年に自分の行った行為の結果と真摯に向き合ってもらえるのではないかと考えています。その上で，裁判官からも，少年に対して，自分の行動のどこに問題があったのかという質問を投げかけて，事件を振り返ってもらい，今後，自分がどうしなければならないか，内省を深めてもらっています。

なお，昨年担当した事件の中で傍聴の申し出があったものについて，これを相当でないとした事例はありませんでした。

- 付添人の立場から考えますと，被害者の思いは，被害者本人から直接少年に伝えることが本来ですが，それができなければ，裁判官や家庭裁判所調査官から可能な限り伝えることが必要であると考えております。付添人として少年と面会する際には，被害者の思いをできる限り伝えており，そうすることで，少年が自分の問題に気づくきっかけになると考えています。
- 保護司の立場から少年の更生という観点でお話ししますと，被害者の方には「加害者が二度と社会に復帰してほしくない。」，「被害弁償をしてほしい。」という思いがあります。一方で，加害者にとっては「社会復帰を目指して就職活

動をするが、なかなか職が見つからない。」、「被害弁償したいが、お金が工面できない。」というのが現状です。そのような中でお聴きした意見を参考にしながら、被害者の方の立場になって少年と接しています。

- NPO法人で、こどもの活動に関する支援を行っていますが、重大な少年事件のニュースを受けて、どうしてこのような事件が発生してしまったのかを被害者の方の立場、加害者の立場になって話し合う機会があります。少年には、何が不足していたのかを話して、どのような活動ができるかを日常的に検討してもらっています。
- 少年審判手続に際しては、本来であれば両親が付き添って審判に出席することになりますが、両親がいない少年や両親がその役割を果たせない場合に、両親に代わって少年に付き添って審判に出席する活動を行っています。少年と面会したり審判に付き添ったりする中で、少年が感情のコントロールをすることが難しい状況も見てきました。少年に対して、被害者の方の気持ちを察するよう諭しますが、苦労が尽きません。相手の立場に立つことが難しい少年がとても多いのですが、最近、法律が改正されたことにより、事件記録から被害者の方の意見を知ることができるようになりました。これに基づいて少年との面会に臨むと、少年が神妙に話を聴いてくれることもあります。

このように、被害者からの情報を上手に伝えることが、少年の更生につながっていると感じています。また、被害者の方が泣き寝入りすることなく、少年に意見を伝えていくことで、少年に対してもよい働き掛けになっていると感じています。

- 被害者の方の感情を少年に聴かせることも少年審判の役割だと思います。しかしながら、被害者の方に対する配慮が少年の更生に合致すればよいのですが、矛盾することもあるのではないのでしょうか。
- 少年が、被害者からアクションを受けても十分対応できる環境や精神状態にならない場合、傍聴や意見陳述などが少年のためになる場合、被害者の方が攻撃的だっ

たため、かえって少年の内省を阻害してしまう場合もあります。このような点も、裁判所の方で十分に配慮して進めていただければありがたいと考えています。

- 先ほどの件数を見ますと、事件は減少していますが、審判結果の通知や傍聴の希望が増えており、被害者配慮制度を利用することが当たり前となっている現状の中で、傍聴や意見陳述があった場合となかった場合とを比較して、少年の心情に何か違いがあるのでしょうか。
- 審判における意見陳述については、少年が被害者の方からダイレクトに意見を聴くわけですから、結果の重さをより直接的に認識できる機会になると考えています。なお、昨年、一昨年とも水戸家裁本庁では、意見陳述が行われた事案はありませんでした。
- 少年が傍聴や意見陳述を受けることで、少年の気づきのチャンスになる訳ですが、被害者の方が結果を知りたいという期待と、少年の被害者の方に対する思いが一致しない場合があります、被害者の方が傍聴や意見陳述をすることで、後に仕返しがくるのではないかという懸念を持たれる場合もあるかと思えます。また、傍聴により少年の住所や氏名が明らかになってしまい、今後の就職等に影響を与える場合も考えられることから、事件の内容によって裁判官の適切な判断が重要になります。

経営する特別養護老人ホームに、少年がボランティア活動に来て、高齢者の方と接する機会があります。介護の仕事を手伝ったり、運動会などに参加したりしている少年たちは生き生きと活動しています。少年たちが高齢者とよい関係を作っている様子を見ると、少年の勤務先として、介護に関わる仕事などに携わることも選択肢の一つであると考えており、そのようなあっせんをすることも必要ではないかと思っております。

- 性的犯罪に関して、被害者の妊娠の問題、精神的ダメージの大きさは計り知れないものがあり、被害者御本人の傍聴は難しいとしても、その御家族が傍聴することは重要なことと考えています。さらに、被害者の方が中絶をすることによっ

て人の命が失われてしまうことも、少年に対して教育していかなければならないし、話し合っていかなければならない事柄ではないでしょうか。

- 少年に対して「被害の実態はこのようなものなのですよ。」と説明しても分かってもらえないところもあります。自分の行為がどのようなことなのかを理解させること、被害の実態を理解させることが少年の更生の根幹になっております。

他方で、被害者の方への配慮を行いながら、少年の更生、少年の情操にどう取り組むかが悩ましいところであります。被害者の方が傍聴や意見陳述をする審判廷では「反省しています。」と言うかもしれませんが、上辺だけの反省ではなく、本当に犯罪の重大性を認識して反省しているどうかを見極めないと、真に被害者配慮制度を少年の更生につなげることができないのではないかと危惧するところであり、難しい問題です。

- 被害者配慮制度が導入される際、少年が萎縮してしまうのではないかと、審判廷で混乱が生じるのではないかなど、問題点があったかと思いますが、実際にはうまくいっているのか、被害者の方が制度についてどのような印象をもったのか知りたいところであります。
- 被害者の方から制度について意見をいただいたことはありませんが、ある事案では、被害者の方が事件の内容を知ることが希望されていたので、傍聴することにより、より事件の中身を知るきっかけができたのではないかと感じたことがあります。なお、これまでの経験では少年が萎縮して話すことができなかったことはありませんでした。
- 被害者が傍聴に耐えられるかについては、事前の調査で十分準備しているところであり、混乱が生じないように進めています。
- カウンセリングの仕事で、被害者側、加害者側、それぞれから意見を聴くことがあります。被害者の方からは、「許せない。」などという意見があり、加害者側には「殴らざるを得なかった。」、「家庭環境からやむを得ない。」など様々な事情があります。そうした中で、できれば被害者の方と加害者とが和解を

してほしいと考えています。被害者配慮制度を利用することによって、被害者の方には二次被害の心配がありますが、一方で、御本人も御家族もこれだけの被害を受けたと言いたいし、事件の中身や結果を知りたいと当然考えています。

少年が「なぜそうしなければならなかったのか。」ということが和解の際の重要なポイントだと考えています。被害者の方が少年を許すことはないでしょうけれども、少しでも気持ちを静めるためには、少年の事情が分からないと気持ちを静めようがないのではないのでしょうか。その意味で、傍聴するということは、被害者の方からすると厳しい状況になりますが、加害者の情報を知るという面からは重要なことであり、少年のプライバシーに関わることで、むしろ大事なところではあります。

しかし、被害者といえども、加害者のプライバシーに関わることを知らせることについては限界があり、被害者の方が加害者を多少なりとも理解しようと思ったときにネックになります。加害者に対する理解が進まないところが被害者配慮制度の難しいところであり、制度としてはぎりぎりの努力だと思います。

その観点からすると、これ以上何かできるかといっても困ってしまう訳ですが、むしろ、どんな時期に被害者の話を聴くのかに注目すべきであって、加害者に心の準備ができていないときに聴けば反発し、準備ができていれば受け入れるという、いわばタイミングの問題ではないのでしょうか。審判傍聴の過程においても、加害者の準備がどこまで進んでいるのかが一つの問題であって、加害者がかたくなになっている場合、自分の行為が悪いと思っていないときに被害者の方の意見を聴くと、かなり揺れる場合があります。内省に向かわない場合には、揺さぶって不安にさせると内省が始まることもあることから、問題を投げかける作業が必要となります。

また、制度を利用した方から話を聴いた方がよいと思います。このような意見を踏まえて、議論して制度の改善ができるのではないかと感じました。

- 重大事件以外にも情報を知りたい方はいるでしょうから、全件住所を知らせる

ことができれば被害者配慮制度としてはよいと思いますが，少年の更生を考えるとそこまではどうかとも考えたりするため，双方の立場から考えると難しいと思います。

- 制度としては，なかなか難しいものがあり，利害関係がぶつかるような場面があることから，ぎりぎりのところで妥協していくような形で動きだしているところです。実際に利用してみて不便な点ですとか，満足できないような意見や改善しなければならない点があれば，改めていく姿勢を持たなければならないと思います。

5 次回期日

- (1) 平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日（木）
- (2) テーマ「成年後見制度について」